

(5) 図書館の広域利用について（圏域の現状と課題）

我が国における図書館数は、平成14年度には約2,750館、図書館の設置率は、平成11年度には都道府県立は97.9%、市（区）立は96.5%ですが、町立では42.0%、村立は15.7%です。

図書館の職員数は、平成14年度には約27,000人で、1館当たり平均約9.9人の職員が配置されているところですが、専門的職員である司書は1館当たり平均約4.0人の職員しか配置されていないのが現状です。平成13年度間における貸出冊数は、約5億2千万冊となっており、国民一人あたり年間4冊ほど、図書館で貸出しを受けている状況にあります。

（下表 出典 中央教育審議会生涯学習分科会（第25回）会議次第より）

図書館数の推移

区分	計	都道府県立	市（区）立	町立	村立	組合立	法人立
平成2年度	1,950	70	1,275	521	48	3	33
平成5年度	2,172	66	1,392	619	59	2	34
平成8年度	2,396	66	1,473	745	74	5	33
平成11年度	2,592	65	1,548	856	89	3	31
平成14年度	2,744	64	1,616	929	99	8	28

貸出冊数の推移

区分	計	都道府県立	市（区）立	町立	村立	組合立	法人立
平成元年度間	266,021	10,027	234,319	20,340	396	545	394
平成4年度間	323,607	10,497	282,195	29,724	613	294	283
平成7年度間	404,161	12,873	342,786	46,424	1,198	340	539
平成10年度間	480,422	15,003	397,632	64,825	2,368	349	245
平成13年度間	520,831	14,994	424,818	76,783	3,421	558	257

圏域の図書館における住民1人あたりの貸出冊数は、沼南町の2.7冊から我孫子市の8.4冊まで幅があり、これは、1人当りの蔵書冊数や住民1人あたりの床面積などとも相関関係にあることが伺えます。また、圏域平均は5冊であり、日本全国平均の4冊を、約1冊上回る状況にありますが、浦安市図書館の貸出冊数（2003年1月の貸出冊数139,133冊、人口146853人の為、0.95冊/月⇒約11冊/年）と比較すると低い状況にあります。

「生涯学習に関する世論調査」（平成4年総理府（現内閣府））によると、生涯学習に利用するため、どんな施設があればいいですか？との質問によると、図書館（1位）25.7% 体育館（2位）22.9% 公民館（3位）22.3%であり、図書館の設置ニーズは高くなっています。浦安市図書館利用者調査（日本図書館協会調査報告書）によると、図書館の利用目的は、趣味・娯楽 77.4% 仕事・研究 34.3% 生活・実用 35.2% であり、

都市近郊の地域においては、仕事や研究のための参考資料や、生活や実用の為に資料を探すなど、利用者のニーズに供給サイドが対応できていないことが、低利用率の一因として考えられます。

しかし図書館法2条により「図書やCD等の視聴覚資料等をはじめとした必要な資料を収集し、分類を適切に行うなど整理し、保存して、貸出し等を通じて一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。」と規定しており、広く住民に利用してもらう施設とした結果、判断できます。

また、区域外の住民に対する貸出しは、規制する条例等がないなどの理由から、実質的には、相互利用されています。

今後の課題については、検索システムの共同化や物流システムの整備に関しては、課題であり、相互利用を進める具体的な事業としては、そちらがメインになると考えられます。具体的には、借りた所で現状は返さなければならないが、将来的には、圏域のどの図書館でも返却できるようにしなければならないと考えます。

また、利用者のニーズの把握とそれに基づく運営方法の検証を実施する必要があります。これは、圏域の面積を考慮に入れたときに、すべての図書館が同一の方針で蔵書サービスを提供する必要があるのか、専門分化することができないか、住民の移動距離を考慮に入れて、検討の余地があるものと考えます。

さらに、東京に大学との連携による、山の手コンソーシアムという組織がありますが、そのような組織（システム）を構築することが、出来れば理想だと考えます。

(6) 体育施設の広域利用について（圏域の現状と課題）

圏域の体育施設について、体育館・野球場・テニスコート・プール・その他で分類しました。また、公営室内温水プールについては、松戸市にのみあります。沼南町のプールでは、市内外の料金格差を設けていないことが、特徴になっています。

我孫子市と茨城県取手市との公共施設相互利用により、我孫子市の市民体育館・老人福祉センターつつじ荘と取手市のグリーンスポーツセンターの施設が、両市の市民ともに同じ条件で相互に利用できます。

また、温水プールについて、現在公設の屋内温水プールを保有している自治体は、松戸市だけですが、今後は柏市や流山市においても、温水プールもしくは、温浴施設の建設を予定しています。また、プールやテニスコートに関しては、民間施設による代替利用もすすんでおり、実際の利用状況について、利用者の居住地の分析を進めるとともに、施設の稼働率を検証する必要があります。

<我孫子市と取手市の相互施設の概要>

我孫子市民体育館（〒270-1111 千葉県我孫子市古戸 696） TEL 0471-87-1155

- ・開館時間 午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分
- ・休館日 月の最終月曜日（祝日の場合、前週の月曜日）、年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日）

野球場と庭球場の夜間照明施設は、4 月から 5 月は火・金・土曜日に使用できます。（6 月から 8 月中旬までは使用できません。）

・施設のあらまし

メインアリーナ（バレーボール三面、バスケットボール二面、バトミントン八面 他）

サブアリーナ（バトミントン二面、卓球台四台）

トレーニング室（ウルトラトレーナー、エアロバイク 710、油圧式ベンチプレス、油圧式スクワット 他）

野球場一面（両翼 90 メートル、センター120 メートル、夜間照明施設）

庭球場五面（クレークコート、夜間照明施設）

老人福祉センターつつじ荘（〒270-1121 千葉県我孫子市中峠 2607） TEL0471（88）0123

- ・開館時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分（風呂は午後 3 時 00 分まで）
- ・休館日 月曜日、第 1・3・5 週の火曜日、祝日（敬老の日を除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

- ・施設のあらまし ロビー、舞台付大広間（和室 150 畳）、小集会室（2 階和室 30 畳）、娯楽室、浴室、教養室 他

取手市グリーンスポーツセンター（0297-78-9090 取手市大字野々井 1299 番地）

- ・開館時間 総合体育館 午前 9 時～午後 9 時（ただし受付は午後 8 時まで）
遊水プール 午前 9 時～午後 5 時（ただし受付は午後 4 時まで）
- ・休館日 総合体育館 毎週月曜日（国民の祝日に当るときは、その翌日）、国民の祝日の翌日及び 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日を除く毎日。ただし、遊水プールの使用日に当る日は、使用できるものとします。
遊水プール 7 月 1 日から同月 2 0 日までの土曜、日曜日、祝日及び 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日までの、8 月第 2 第 4 月曜日を除く毎日

- ・施設のあらまし 総合体育館をメイン施設に、室内プール（公認 5 0 メートル）・遊水プール（夏期のみ）・林間アスレチックを備えた市民スポーツの拠点です。

総合体育館は、バスケットボールコートで 2 面、バレーボールコートは 3 面取れる広さでバドミントンや卓球、ゲートボール等にも利用できる第 1 体育室のほか、第 2 体育館（個人利用）・武道室・弓道室・トレーニングルーム・スポーツサウナ・健康相談室などがあります。

(7) 文化施設の広域利用について（圏域の現状と課題）

公民館は、地域住民のため、地域の多様な学習課題に対応した学習機会、学習情報の提供等を通じて、地域住民の学習活動を支援する、地域に密着した施設です。（関連条文：社会教育法第20条）

我が国における公民館総数は、平成14年度には約1万8千館となっています。公民館の職員数（事務職員等を含む）は、平成14年度には約5万5千人となっていますが、1館当たりの平均職員数は約3.0人、そのうち専任の職員数は約1万3千人で、1館当たりの平均職員数は約0.7人となっています。平成13年度間における公民館の利用者総数は、約2.38億人となっており、国民一人あたり年間約2回は公民館を訪れている状況です。

公民館数の推移

区 分		平成2年度	5	8	11	14
公 民 館	本館	11,005	11,188	11,448	11,418	11,354
	分館	6,342	6,374	6,373	6,839	6,591
	計	17,347	17,562	17,819	18,257	17,945

利用者数の推移

（単位：人）

区 分	平成元年度間	平成4年度間	平成7年度間	平成10年度間	平成13年度間
学級・講座への参加者数	7,632,046	8,732,654	8,682,583	9,617,333	10,633,843
団体利用者数	170,942,354	182,477,153	184,423,494	183,715,766	182,967,313
個人利用者数	23,387,121	23,301,707	23,021,462	22,401,104	20,400,781
諸集会への参加者数	32,936,060	32,128,900	29,992,500	25,495,059	24,294,181
合 計	234,897,581	247,240,414	246,120,039	241,229,322	238,296,118

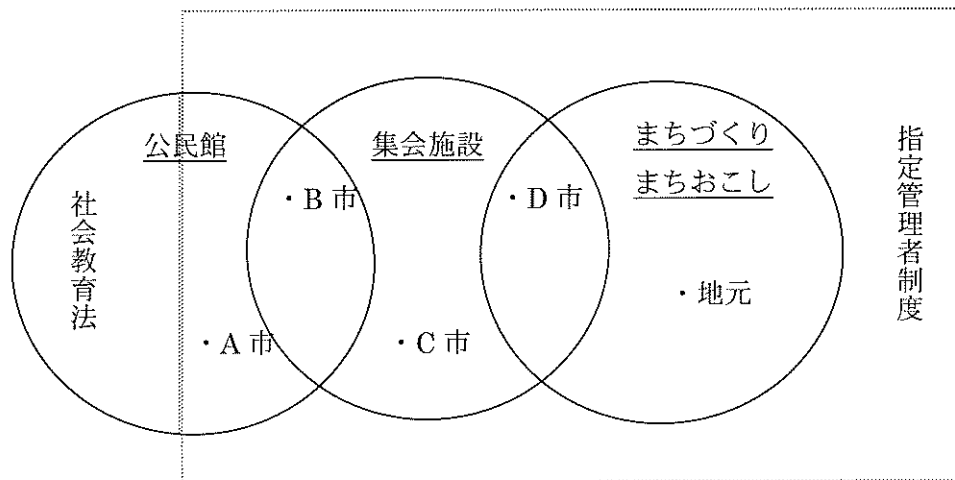
（注）年度間に事業を行わなかった公民館は除く。

通常生涯学習活動振興策として、公民館が利用されているが、圏域の特徴として、公民館機能を充実させる自治体と集会施設を拡充する自治体に、二分されています。集会施設を拡充する自治体は、公民館の代わりに、集会施設を各地域ごとに配置し、自治体が直接講座を実施するのではなく、住民が自ら集会施設を利用して、学習活動等を実施することとしているところに特徴があります。

圏域における共同利用のあり方としては、本来、公民館は地域住民のためのものであり、共同利用になじまない施設ですが、圏域の自治体の間で公民館の充実をはかっているところと、集会施設の整備を進めているところがあり、利用実態や機能について、再検証する必要があります。

例えば、柏市では、公民館を1箇所に集約しましたが、以前は近隣センターを公民館として位置付けており、現在も一部に公民館機能を有しています。また、松戸市においても、公民館は1館で他は市民センターという名称の集会施設が市内に広く設置されており、これが、実質的には、公民館の要素を一部代替として機能しています。さらに、我孫子市においては、市民センターと近隣センターの2種類の施設があり、市民センターは市役所管理・近隣センターは地元管理になっているなど、公民館と集会施設のあり方については、さまざまな形態がとられています。

<公民館、集会施設の現状（参考・モデル図）>



(8) その他

上記、個別施設の状況に関するもの以外に、公共施設の相互利用については、二つのハードルがあると考えられます。一つは、ほとんどのケースにおいて、条例改正が必要なことと、二つ目は、特に使用料を徴収する施設については、事前・事後の評価に関する資料作りに労力を要することです。先進地の事例を見ると、条例改正時には、相互利用先の自治体の適切性や既に利用率の高い施設の取扱い、低い施設の取扱い、また、使用料収入の変化や既存の利用団体からのクレームなどが質問されています。事前事後の評価については、毎年域外利用者数の推移などの統計資料および、市民の利便性の向上度合いや稼働率のアップ状況の評価、使用料収入の推移など、事後の事務手続きや、PR冊子の作成など予算と人の確保が必要になります。

また、地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が導入されました。以下にその概要を示します。